

令和8年度

耐震診断 補助制度

* 予算がなくなり次第終了します

■ 補助対象

特定既存耐震 不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物

補助額 120万円 (上限)

上記のうち、緊急輸送道路沿のもの
(通行障害建築物であること)

補助額 200万円 (上限)

ともに、診断に要する費用の3分の2以内の額

※そのほか諸条件あり

裏面も
ご覧ください

非木造 住宅

非木造住宅

補助額 9万円 (上限)

診断に要する費用の3分の2以内の額
※そのほか諸条件あり

詳しくはこちら

特定



緊急輸送



非木造



■ 期間：令和8年度（1年間）

受付開始：令和8年4月1日～

対象事業：令和9年1月31日までに診断完了

および実績報告が提出できるもの

■ その他

- 補助対象は、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した建築物に限ります。
- 補助金交付決定後に行う、契約及び診断のみが対象です。

詳細は市HPもしくは問い合わせ先まで

お問い合わせは ～ 窓口相談も行っていますので、お気軽にご相談ください～

長野市 建築指導課 建築防災担当(第二庁舎7階)

〒380-8512長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話：026-224-6753 FAX：026-224-5124

■よくある質問

①特定既存耐震不適格建築物とは何ですか？

昭和56年5月31日以前に建てられた建築物は旧耐震基準で建てられた可能性が高く、耐震性が不足する場合があります。

中でも、一定規模以上の建築物や不特定多数の方が利用する建築物は、災害時に周囲に与える影響や利用者に対する影響が大きいことから、耐震改修促進法上、**特定既存耐震不適格建築物**と位置付けられています。

例えば、事務所ビルであれば、階数3以上かつ面積1,000平方メートル以上が該当します。

どんな用途・規模の建築物が該当するかは長野市HPに掲載されている一覧表で確認できます。

※表面QRコードから、アクセスできます。

②緊急輸送道路とは何ですか？

道路のうち、地震災害時に救急消防活動や物資輸送等を円滑に行うため、通行を確保すべきものとして指定された道路です。

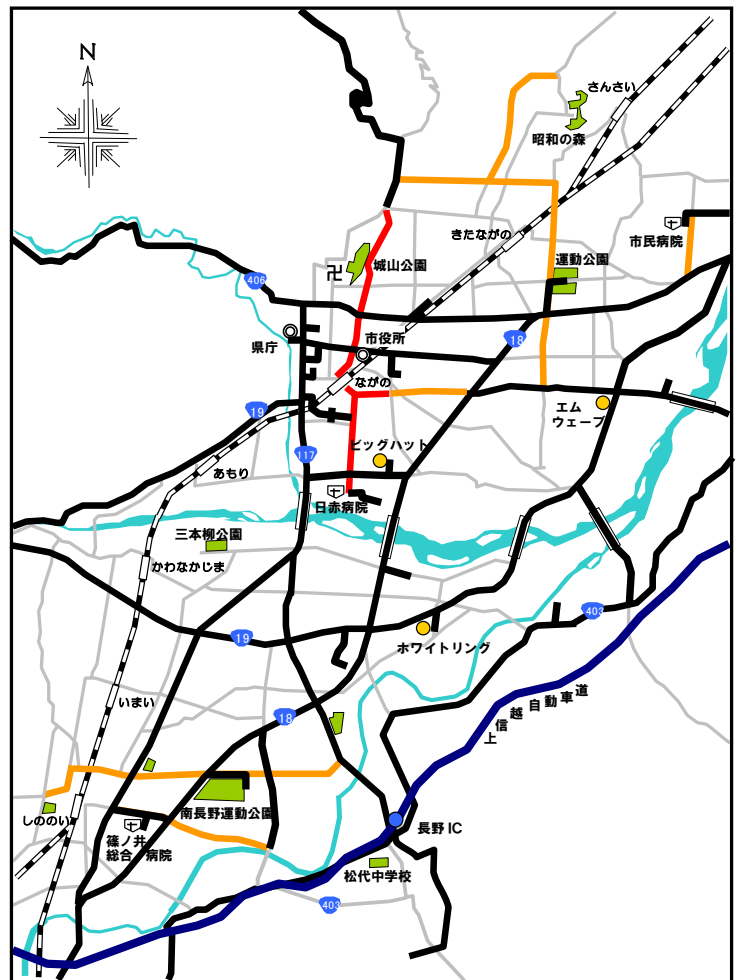
道路に向かってビルなどの建築物が倒れると交通が遮断されてしまいます。特に**緊急輸送道路等**が遮断されると災害時の消防活動や救助活動、その後の支援活動に多大な影響を与えます。

下記吹き出し内の道路沿いで、①の建物を所有している場合、耐震性が十分にあるか確認するため、耐震診断を実施しましょう。

道路位置の概要は(➡)になります。より大きい地図を確認したい場合は長野市HPをご覧ください。

※表面QRコードから、アクセスできます。

- 長野県地域防災計画に定める「緊急輸送道路」(県指定の道路)
- 上記のうち高速道路(県指定の道路)
- 長野市地域防災計画に定める緊急活動用道路のうち、災害拠点施設を連絡するものとして指定する「避難路」(市指定の道路)
- 「建築物集合地域通過道路」とする避難路(市指定の道路)



③診断対象になる非木造住宅とは何ですか？

以下のすべてに該当するものが対象になります。

- ・鉄骨造や鉄筋コンクリート造(木造以外)で作られた住宅
➡木造+鉄骨造等の混構造や3階建てもOK
- ・長屋や共同住宅以外の、個人が所有する一戸建て住宅

④申込みを行う上での注意事項ありますか？

- 申請できる方は対象建築物の所有者等に限りま。
- 市税を滞納している場合、補助対象外となる場合があります。
- 交付決定前に行われた診断は補助対象外になりますのでご注意ください。

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市